

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和3年12月3日(金)			
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午後0時40分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐々木 久助		委員 佐藤 浩	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	千葉局長補佐兼議事係長			
出席説明員	総務部長ほか4名 市長公室次長ほか2名			
本日の会議に 付した事件	所管事務調査 ・市民所得(税金)の現状について ・危機管理の現状について ・施策のプロセスについて ・公の施設の使用料見直しについて			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和3年12月3日

(開会 午前10時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名であります。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

本日の会議には、総務部長、市長公室次長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりであります。

所管事務調査を行います。

初めに、市民所得(税金)の現状についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

鈴木総務部長。

総務部長: それでは、市民所得(税金)の現状についてであります。資料に基づきまして、今年度を含め3年間程度の個人住民税の課税状況での所得や税金について、税務課長から説明をいたします。

委員長 : 吉田税務課長。

税務課長: それでは、市民所得、税金に関しての状況について、説明をさせていただきます。

説明に先立ちまして、資料のほうでございますが、全部で4ページございます。

そのうち4ページ目が、課税の仕組みについての補足資料でございますので、印刷をしまして、席上に用意させていただきました。

言葉のところで、合計所得金額とか総所得金額等など、似たような言葉が何カ所も出てきますので、こちらの表を参考にござんいただければと思います。

御存じのように、住民税につきましては、個人の所得に関しまして、こちらの資料で言いますと、総合課税と分離課税というものがございます。

本日は、主に総合課税について説明をさせていただきたいと思っております。

その中でも給与所得、雑所得、こちらは一定枠の定められた控除によりまして、収入から所得を算出しておりますし、事業所得、不動産所得などにつきましては、売上収入から経費を除いて所得を出しているところでございます。

そのところからと、損益通算、合計所得金額等を出しまして、総所得金額から所得控除、扶養控除、その他、医療費とか保険とか、そういったものや基礎控除を

引きまして、残った部分が課税標準額というものになりまして、住民税の場合、これに10%、市町村民税が6%、都道府県民税が4%でございます。

そのうちの4%が所得割として納付いただくもの、所得割のほかに住民税というのは均等割というものがございまして、これが6000円でございます。

均等割の県と市の内訳は、市が3500円、県が2500円という割合になっております。

合わせまして、今度は1ページをごらんください。

平成30年度の調定額が約43億5000万円、令和3年度につきましては42億6900万円ということで、増減はございますけれども、おおむね、この納税義務者数が5万7000人、5万5000人とありますけれども、これに3500円を掛けた額、1億9千数百万円になるのですが、この部分が均等割でございます。

均等割につきましては、納税義務者数に連動しまして定額でございますので、本日は、所得割を中心にお話をさせていただきたいと思っております。

1ページ目の調定額ですが、43億円前後で推移しておりますけれども、大きな要素だけちょっとお話をさせていただきます。

平成30年度から令和元年度につきましては、101.98%ということで調定額がふえております。

実はこれは、この中で、分離課税部分で大口の株式譲渡がございました。

これが、数千万円単位でありましたので、増となったものでございます。

令和元年度から令和2年度にかけての減につきましては、その前年度のうちの分離課税が減になった部分、それと、あと例年、当初課税、市民税の当初課税は6月でございますけれども、前年中の所得に対して6月に課税いたしますが、主に大きいところで、税務署の管轄になります。所得税の過年度分の更生が例年数百万円から数千万円単位で、年度の途中で税務署のほうからデータが来て、こちらでも住民税として課税するのですが、その分が令和2年度は例年よりも少なかったということで、少なくなっております。

平成30年度から令和2年度までの推移は以上でございます。

令和3年度につきましては、次に説明させていただきたいと思っております。

2ページをごらんください。

これは所得の種類別の課税状況、所得割の課税状況でございます。

左側から納税義務者数、総所得金額等、税額というものを、令和3年度から令和元年度分まで拾い出したものでございます。

これは、各年度当初課税、6月の課税時のものでございます。

これは、市町村の住民税の課税状況を岩手県を通して、総務省のほうに定めた様式で毎年、集計した上で出しております。

ですので、ちょっと決算ベースではございませんし、当初の6月の課税時のみ、年に一度行っているものから抽出した資料でございます。

大きく4つと、分離課税に分けております。

給与、営業等、農業、その他、その他の主なものは、年金収入、あとは雑所得とか一時所得がその他です。

ここで一つ注意といいますか、この表の中で、令和元年度、令和2年度という部分はそのまま読んで構わないのですが、下の参考に記載しておりますけれども、平成30年度の税制改正で、給与収入・公的年金収入の控除額を10万円引き下げて、基礎控除を10万円引き上げたという経過がございまして、これは令和2年分の所得から適用になりまして、令和3年度の住民税から反映されております。

ですので、この表の中で御注意いただきたいところを、参考のほうに書いてございます。

令和3年度の給与の所得金額等が、前年比で増、税額が前年比で減となっております。

これは、今申しあげました給料の控除額、給与収入から控除額が10万円引き下げになりましたので、給与所得が増になったと、でも、それを引き下げ前の控除額、令和2年の申告等と合わせて試算してみますと、この表上では、1091億2622万1000円ですけれども、仮に、3万9950人、こちらの方々の基礎控除10万円の引き下げ分を加味しますと、2051億3122万1000円となりまして、見かけ上はふえているように見えるのですが、実際、前年に比べてみると、マイナス15億2827万5000円の減と試算しております。

あと、その他ですけれども、総所得金額等の増につきましては、公的年金等の控除の10万円引き下げの影響と年金以外の雑所得の増によるものが含まれているというところでございます。

その10万円ですけれども、これは国のほうで、いわゆるいろいろな働き方に対応するよということ、年金所得、給与所得の方につきましては、10万円下げて、10万円上げるので、基本的には負担は変わらないと、それに対しまして、いろいろな働き方ということ、営業、事業、その他の方々については、10万円実質引き下げるということでとられた政策でございまして。

令和2年度の例えば営業ですけれども、税額のところで見ますと、これが、2億86万5000円ですけれども、令和3年度の営業は1億9450万1000円ということで、この分が影響している部分かなというように捉えているところでございます。

そのほか、農業とかいろいろあるのですが、全体的に例年、税額で言いますと、市民税の所得割のおおむね85%ほどを給与が占めております。

大部分を占める給与ですけれども、令和2年度、令和3年度の納税義務者数はほかのところも全体的にですが、年々減少はしております。

税額のほうも少しずつ減少しているのですが、これは仮に、先ほどの10万円を戻して計算してみますと、給与であれば、こちらの表にはございませんけれども、1人当たりの所得は、令和2年はこの金額を4万332人で割ると、1人当たり所得で264万5000円ほどというようになります。

令和3年は、同様に3万9950人でこの総所得金額を割りますと、1人当たりは

263万2000円、前年比に比べて99.5%ぐらい、0.5%ぐらいの落ちかなというように捉えております。

ちなみにこれは所得額ですので、いわゆる収入、単純にですが、割り返すと、令和2年は398万円、令和3年は396万4000円となりますので、年間の収入で1万6000円ぐらい落ちているのかなというように捉えております。

次に、3ページをごらんください。

これは所得の種別ごとではなくて全体でございますけれども、課税された方の一番が、納税義務者数で課税標準の段階、これは先ほどお示した表の中の一番右端、課税するその金額、課税のもととなる金額の段階、10万円以下、10万円超100万円以下、100万円超200万円以下というようにいくつか区切りがございます。

その中で[再掲]200万円以下、[再掲]200万円超700万円以下、[再掲]700万円超ということで、再掲の数字を示しております。

それぞれ①が納税義務者数、②総所得金額、③が税額となっているところです。

この表を見ますと、構成比につきまして、その前年よりも上がっているのが、再掲の欄で言いますと、200万円以下のところが、納税義務者数、総所得金額、税額とも前年に比べ上がっております。

200万円超700万円以下につきましては、前年に比べて下がっているということです。おおむね、課税標準の段階で申し上げますと、課税標準の額が小さいほうが、その構成比がふえているというような傾向が見られるということでございます。

税の税込、並びにその所得の種類から見た個人の所得というのは、以上でございますけれども、おおむね、今、申しあげましたほかに、新型コロナウイルス感染症拡大で景気が下がっていると言われておりますけれども、営業所得とか農業所得がそれほど落ちていないというのは、国や県、市などによる支援の効果があつたものかなというようには捉えているところでございます。

営業所得とか農業所得の納税義務者の減少は、小規模事業者の廃業などによるものがある程度、影響があるものと捉えております。

3ページ目の①の下のところですが、合計欄の下のところ、参考ということで各年1月1日、20歳以上の人口というのを載せております。

この前年比を見ますと、20歳以降の人口の減少率に対しまして、納税義務者数の合計の前年比の減少率が低いということで、人口の減少の割には納税義務者の数はそれほど減っていないというように捉えているところでございます。

2ページをごらんください。

2ページの所得の種類として、給与、営業等、農業、その他と分類してございますが、この説明が欠けておりました。

所得の種類は、各納税義務者の主たる所得、つまり営業と農業の給与等があれば、最も多いものについて、その方の所得を全部集計しているものでございます。

個人の集計を、給与の分はこれくらい、農業の分はこのくらいと分けているわけ

ではなくて、主たる収入を得ているものの所得の種類で分類したものでございます。

委員長：数字等、あるいは専門的な表現もありますけれども、大体今の説明で、3年間の市内の所得の推移、あとは税額の説明をいただきました。

それでは、質疑を行います。

佐々木委員。

佐々木委員：ありがとうございました。

今回、総務常任委員会で、市民の所得、収入の現状を把握しましょうと提案をしたのは、私が提案したのですが、考え方の、提案の根本には、今、コロナ禍ということもあるのですけれども、社会全体が、低所得、生活に困っている人が多いという表現で、今回、特に衆議院議員選挙で、各党が公約の中に同じ表現で入れているのは、国民の所得アップを最大のテーマとして取り組まなければいけないというように挙げた。

文章の中に、生活困窮者とか低所得という表現がありました。

よって、当市もいろいろな生活支援、それから新型コロナウイルス感染症に対する支援とさまざまな支援策を打っているわけですが、その支援策を打つときに、ラインを引くときに、低所得者とか生活困窮者とかという、多分、予算の概要の説明の中で、文言で使うのですが、具体的にどういうラインを指しているのか。

一関市の生活に大変だという所得のラインというのは、どういうところにあるのかなと。

全国の平均とか、国の、その地域別によって生活水準なりあるいは所得水準も違うと思うので一概に言えないのですが、国とか他地区、都市部は別として、まず我々は一関市の市議会議員ですので、市民がどういう収入を得ている状況にあるのかと、それを、課税ベースで、できる範囲のデータで我々も把握をして、まず今、市が行っているいろいろな助成なり支援策というのを、やはり我々は考えなければいけないのではないかなという思いから提案をしたわけでございます。

そういう視点から、今回、年度別の税収の動向は、今いただいた資料でわかるわけですが、3ページでお示しいただいた、おおむね10万円をベースからスタートして、200万円以下で区切ると、ほぼ8割を占めているというように納税義務者の数字上から言えば、そういう資料を私も初めて把握するので、大変重要ですが、先ほど、この数字を単純に納税義務者で割り込むと、令和3年度で263万円という数字が示され、先ほどそのような説明があったわけですが、税務当局といいますか、収入を得ているいろいろな施策、多分税収があっっているいろいろな支出といいますか、対策があると思うのですが、この263万円というのは、当局としては、どのように捉えているのですか。

要するに、大変というか、生活困窮のラインなのか、そうではないのかと。

今回、例えば灯油の支援のラインを均等割、要するに市の非課税世帯ということ

をスタートラインとして、高齢者世帯、ひとり親世帯というように、そこで出てきた数字が対象とすると約 8000 世帯だと。

よって、5000 円だから 4000 万円という数字が出てきているのですが、我々が、議員としてこれからいろいろな施策を考えていくときに、市民の収入状況の、大変だ、大変ではないというラインというのはどのような位置に考えを置いているのか、まずお聞きしたい。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：まず、今回お示ししたのは、あくまでも納税義務者数ですので、非課税の方の数字はここにちょっと現れておりません。

先ほど、税務課長からお話ししましたように、3 ページ①の納税義務者数で言いますと、令和 2 年度は 200 万以下が 78.5%、これが令和 3 年度は 79.1%ということで、200 万円以下の納税義務者の方々が、これはあくまで課税標準ですが、ふえています。

また、200 万円超 700 万円以下の方々も、20.2%から 19.6%に減っていると、構成割合が減っているということで、数字から見ますと中堅なり相対的に少ない中堅が減って、相対的に少ない方々がふえているのかなということが見られるわけでございます。

ただ、市のほうでさまざまな施策を出す場合に、低所得というように定義する場合は、おおむね、市民税が非課税の方にさまざまな施策を打っていくわけでございます。

市民税の非課税につきましては、均等割、所得割、それぞれ国のほうで非課税基準が定められております。

扶養 1 人当たり、幾らと掛けたり、それにプラスしたりという計算式がございまして、それで、均等割、所得割それぞれ非課税基準を定めております。

これは全国、地域ごとに、その数字が定められているわけでございます。

そのようなことでございますが、市なり国なりが、低所得者に施策を、さまざまな支援をする場合には、まずこの税金を納めていない、所得が相対的に少ない方々に対して、まず第一に支援をしていくというような考えがあるものでございますから、ほとんどの施策は低所得の方、その非課税の方に支援をするというようなものになっているところであります。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：そうすると、我々が日々議案審議等が出されている書類の中に出てくる言葉の低所得というのは、イコール非課税世帯というように読みかえてよろしいのでしょうか。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：低所得の方に対する支援をするという場合の大体は、市民税、県民税が非課税の方ということですが、ただ、それだけでは、その政策によりましては、それにプラス、例えば、ひとり親の方とか、そのようにプラスになっていく方もございますし、それから、例えば、今はもう教育、保育については無償化になりましたけれども、以前は、例えば、所得の段階において保育料をかえていたりしますので、一概に市民税非課税のみというわけではございませんが、多くは、その市民税非課税をまず第一に考え、それにプラスしていくというような考え方だと思います。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：低所得の部分は、今、理解しました。

生活困窮者という表現の時に、きょう出されている資料で、ラインを読みかえるとすれば、どの辺りを考えたらよろしいでしょうか。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：生活困窮者という大きいくりがありまして、その中にあると思いますが、生活保護法による生活扶助などを受けている方がいると思います。

生活保護はもちろん非課税になっておりますし、生活困窮の中には、ちょっと多分統計はないと思うのですけれども、もしかしたら、税金を納めている方であっても、さまざまな理由で生活困窮に陥っている方があるかもしれません。

生活困窮につきましては、福祉課のほうで窓口を設けて、それに対応しているところではありますが、直接に所得が幾らだから生活困窮だということにはなっていないと思います。

生活保護については、国で、地域ごとに基準がございますので、それは所得に密接に結びついているのですけれども、生活困窮といった場合には、すぐに所得が幾らだから生活困窮だということには、すぐには結びつかないと考えております。

委員長：武田委員。

武田委員：それぞれ業態ごとというのですか、給与とか営業等とか、当市の基幹産業と言われている農業に、これは従事者とはまたちょっと違うのですよね。

納税義務者数ということで445人ということですが、このそれぞれ区分けをした中での、平均的な所得、枠というのは、資料として出ますか。

例えば、これでいくと、農業の場合は、0.9%の構成ですが、この445人の方々

の平均の所得と、それから給与の方々の平均所得となってくると、3ページ目にいくと、どの分野にその農業の人たちが入るのだろうか、200万円以下には間違いないのかなという感じもしないわけではないのですが、そういう基幹産業でありながら、そういう状況をずっと放置しておくというのは、ちょっと語弊がありますが、そういったことはどうなのかなという、そういう感じがしております。

委員長：吉田税務課長。

税務課長：農業につきましてですけれども、収入のほうは捉えておりませんので、総所得金額等を単純に農業の従事者数で割りますと、1人当たり、令和3年度で248万円の所得になろうかと思えます。

具体的な内容について、それぞれの業種において平均とかというものは出しておりませんが、農業とか営業につきましては所得の段階で見えておりますので、実際には、最近の農業を見ますと集約化に伴う機械化の部分がございまして、収入も大きく、経費も大きいのではないかと捉えております。

ですので、割と農業に関しましては、ほかの営業等に比べて、いわゆる総所得金額とか税額については、毎年変動が大きいところでございます。

委員おっしゃるとおり基幹産業と言いながら、なかなか税額とか所得とかには直接結びついてこない、私どもの税収という部分ではなかなか見えてこないところかなというようには感じているところでございます。

委員長：県民手帳に、1人当たりの市町村民所得が載っております。

よく、ほかの自治体と比べて、一関市が低いということで、今、手元にあるのは平成29年度の数字なのだけれども、これは、今言った所得の把握からさまざま控除したものの最終的なものは、課税所得を人口で割ったものという捉え方でいいのですか。

吉田税務課長。

税務課長：所得といったときに、税の所得のほかに、市町村全体での経済という考え方がございまして、これは県で統計をとっているのですけれども、岩手県の市町村民経済計算の概要というものがございまして。

その中で、各市町村ごとにどれぐらいの総生産があったのかと、どういうものが生産されて、その市町村民にどれぐらい分配されたのかというものを岩手県で計算してございます。

各種統計資料によりまして、各市町村の経済活動による総生産をその人口で割ったもの、それを県のほうの、県というか全国的な統計のルールでしようけれども、それで出しているものでございますので、実際の1人当たりの収入がそれくらいあったというものではないというように聞いております。

ですので、私どもが申し上げました、いわゆる所得、収入、税のほうで、実際に個人が申告した給与からの源泉徴収票によるということ、私どもが捉えている数字とは全く別なものでございます。

委員長：今おっしゃった中身は、大体ルールがあるというのはわかりましたけれども、先ほど佐々木委員が言ったみたいに、一関市の所得水準はどのなのだという場合は、総務部のほうの統計なども含めて、何が一番標準的な公表できる内容なのですか。

税だけでも全部を表していないし、今話したようなもっと大きな市内全域の所得だからなかなか実態と違うというような話だけれども、何を見れば、一関市の所得水準がどうなっているかというのがわかるのですか。

吉田税務課長。

税務課長：私個人の考えでは、いわゆる申告をいただく方という、収入というか、結局、個人の収入といいますと、いわゆる課税、非課税の部分で、給与とか年金につきましては支払報告をいただきますので把握しております。

そのほかは、住民税申告を私ども直接受けるほかに、国税のほうで確定申告を受けたものが市町村に回ってきますので、そちらでも把握しています。

ただし、申告しなくてもいい方、あとは収入が課税対象とならない方という部分を把握しておりませんので、おっしゃっている、求められているお話はわかるのですけれども、そういった意味では、市の税務課としては課税者に関する資料は持ち合わせておりますけれども、市内全域の所得に関しましては、ちょっと把握しきれないところ、私からの回答になろうかと思えます。

ですので、先ほど総務部長が話しましたが、やはり生活の低所得とか困窮というような考え方は話したとおりです。

住民税非課税という考え方の中に、先ほど、ある程度全国的な統一の基準がありましてと言いましたが、本人の所得に対しまして、扶養家族が何人いる、扶養家族が何人いた場合には何人掛ける何円というような均等割、所得割、それぞれに減免規程があるのですけれども、それに該当しなかった方と、該当する方というのはもう税金そのままかかりませんので、収入を把握しているのかということ、またちょっと外れてしまうのですけれども、あと加算額については、先ほど部長も申し上げましたように、全国ある程度基準があります。

一級地から三級地までたしかあったと思います。

それは、生活保護基準と課税の基準も同等にやっているというようなことです。

具体的に物価が高いところは、その加算額も高いし、物価の低いところは加算額も低いというような仕組みになっております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：所得の額はわかりました。

それに対して、市県民税の税金等もこの中で税額として出てきております。

そのほかに、国民健康保険税とか介護保険料とか、いろいろな税金がこの所得から全て納税されているはずなのですが、そういうものをつかんでいる資料はありますか。

世帯ごとというか、個人ごとというか。

このくらいの収入があって、税金としてこのくらい支払っているという数字は揃っていますか。

そういった資料はありますか。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：今、佐藤委員がおっしゃったような資料というのは、特には把握しておりません。

多分、どこの市町村でもそのような格好で把握しているものはないと思います。

ただ、国のほうの制度設計の中で、税金が相対的に全部で何割以内に収まるようにとか、そのような制度設計は、大きい中で国のほうでしているのではないかと考えられます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：その所得は所得として、200万円以下とか200万円から700万円というところは理解できるのですが、今度それに対して、税の負担というのは、非常に市民にとっては大きいということはもちろん知っていると思いますが、その辺の中で、今後、考えていかなければならないのは、この所得に対する課税している税金の、この負担額というのを、やはり一番大きいのは国民健康保険税ということになるけれども、その辺、その税目ごとにこうだあだというのとはわかります。

それは、資料を個別に出してくれと言え、求めれば出てくると思います。

ところが、それを全部まとめてみると、個人が納税している額というのはかなりの額で、所得に対する負担になっているという実態があるので、その辺も何とか、やはり当局として実態をつかむ、もちろん、固定資産税という特殊なものもあるけれども、それらを何とか、世帯なり個人で、そういった状況を捉える何か方法を、また公表できるような格好にしてみらうと、非常にありがたいというよりも、いろいろな施策に反映できるのではないかと思います、いかがでしょうか。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：佐藤委員おっしゃる趣旨もわかりますけれども、例えば、市民税なり、固定資産税なり、国民健康保険税なり、介護保険料なり、それぞれ目的があって、それぞれ

の部署で賦課といますか、課税なりをしていると思いますけれども、それを集めて、その世帯で幾らかかっているのかというのは、やはり課税なり賦課する段階では難しいと思います。

ただ、例えば、収納なりのほうで、御本人のほうから納めるのがなかなか難しいというような御相談があった際に、それをその世帯から聞き取りをするなどして、そして、納税の方法について相談するということはあると思いますけれども、それ以外の段階で、各世帯に幾らぐらいかかっているかというものを収集するというのは、それはまたその目的外使用の分にも、一律に把握するのは、そういうところからもちょっと多分難しいのではないかと感じております。

調べたわけではないですけれども、そのように感じたところであります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：個人とすれば、来た納税通知書等を見れば額はわかるのです。

それぞれの家庭なり個人とすれば、通知が来ていますので。

あとは、納入したという証明書が取れるのもわかるのだけれども、市として、当局側として、市民の税負担というものはこんなにあるのだなというところを、もちろん自分たちの生活を見ればわかっていると思うけれども、そういった観点での税の捉え方も、ひとつ方向的に見方を変えて、市民の税負担をよくよくいろいろな施策の中で検討する際に、そういったものも考え方として入れておかなければならないのではないかと思ったので、やれば、みんなわかるのですか。

固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、自分のところでは全部トータルで出るのだけれども、それを市のほうである程度つかんでおくということは必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：まず、市民税なり固定資産税なりは地方税法で標準税率が定められております。

標準税率をより軽減した税率で課税する場合には、その場合は軽減したものは普通交付税で見られないというようなことがございます。

まるっきり一般財源、ほかの人の税金で、それを下げていかななくてはならないというようなところがございます。

そのほかに超過税率もございますけれども、全国的にその超過税率なり、その軽減税率を適用しているところはほとんどないようなところでもあります。

それから、介護保険料なり国民健康保険税などにつきましては、その制度を運用するためにどれだけ経費が必要なのかということから、それを受益者に負担していただいているというのが多分、大きい趣旨だと思いますので、それはそれで負担がそこで定まってくるということだと思いますので、なかなか委員のおっしゃるよ

うなことは難しいのではないかと考えているところであります。

委員長：国で言えば、国民の租税負担率と言うか、収入に対して個人的にこのくらい負担しているというのを出せないかということだよ。

鈴木総務部長。

総務部長：それぞれ、やはり国民健康保険に加入していたり、社会保険に加入していたり、それから介護保険制度を利用していたり利用していなかったりということで、利用といますか、その年齢に達していなかったりとか、そのようなさまざまなものがありますので、市レベルでのそのような把握というのはやはり難しいと思います。

先ほどもちょっとお話ししましたが、国全体で制度設計をする際に、そのような大きい枠の中で、そのようなことを多分考慮しているのではないかと考えております。

委員長：武田委員。

武田委員：今回の資料ありがとうございました。

私はもう少しお願いして、これは課税者が対象ですけれども、課税でない部分のほうで、かなり私は重く見なければならぬところがあるので、その枠組みを外したものの資料をいただきたい。

きょうでなくてけっこうですから、お願いできますでしょうか。

例えば、農業の方が445人となっていますが、今大規模になって、その担い手とかというのはどういう仕組みになっているか、この数式がどのようなカウントをしているかもわかりませんが、そんなものではないでしょうねと、農業で、自分で自家消費する程度に近いような方もいらっしゃると思いますが、いずれ、ここの見えてくる方々以外の方々について、私たちはやはり深くかかわりを持っていかなければならないところもあると思うので、課税者とかというような枠組みを取っ払った形でのこういうデータをいただけないでしょうか。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：こちらのほうで把握できるのは、あくまでも課税している方でございまして、非課税の方については、その数値は把握していないところでございますので、難しいというように考えます。

非課税なり生活困窮の方については、福祉サイドのほうで個々に相談に応じているというところであります。

それから、先ほどちょっと説明いたしましたけれども、ここに例えば農業の445人と出ているのは、農業が主たる所得である方が445人だということでございます。

す。

例えば、給与が 100 万円、農業が 50 万円というような方、世帯があった場合には、150 万円が全てこの給与のところの総所得金額のところの計算のもとになるというようなところでありますので、もちろん農業の方はもっと多いところがございます。

委員長：武田委員。

武田委員：私たちは納税義務者として、全てデータを役所のほうに提出しますよね。その部分の統括をしているところですよ。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：納税の方はこのように把握しておりますけれども、納税に達しない方はそもそも申告する必要がないとか、こちらのほうでも資料を集められるすべがないというところ、ある分もあるのですけれども、資料がこないというところもございますので、非課税の方についての資料というのはなかなか、それを統括するというのは難しいところであります。

委員長：吉田税務課長。

税務課長：私から具体的に、その集計方法につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

課税するためのシステムが2つございまして、1つは申告を受け付けるシステム、これが給与支払報告書とか年金とか、そういったようなものを全部取り込みまして個人個人に計算するのですが、もう1つは、庁内で使っているものと同じシステム上で調定を起こしたりするのですが、いずれ集計を取るときに、直営でやっているわけではございませんで、集計につきましては、システム上でわかる範囲では私どもでも集計はしますが、この所得とか、先ほど部長が申しあげました2種類以上の所得があった部分についてはどちらにというような部分は、業者に委託しております。

冒頭申しあげましたが、国のほうで定められた様式にそのまますつと入るように、そのフォーマットというか、様式に決まるように委託しておりますので、それ以外の部分を集計するとデータとしては、個々のデータは知り得る範囲では持っているのですが、もちろん先ほど部長が言ったように、申告がない方とか把握していない部分というのはデータがありませんし、お望みのような集計値を出すのは、具体的にはちょっと難しいかと、現段階ではそのように思います。

委員長 : 暫時、休憩します。
(休憩 10 : 49～10 : 59)

委員長 : 再開します。
ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 質疑を終わります。
それでは、市民所得(税金)の現状については、本日の調査はこの程度にしたい
と思います。
当局の皆さんには、説明いただきありがとうございました。
職員の入れかえのため、暫時休憩いたします。

(休憩 10 : 59～11 : 01)

委員長 : 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、危機管理の現状についてを議題といたします。
当局の説明を求めます。
菅原市長公室次長。

市長公室次長 : それでは、市長公室が所管しております危機管理について、御説明をさせて
いただきます。
説明につきましては、危機管理監より説明させますので、よろしくをお願いします。

委員長 : 小野寺危機管理監。

危機管理監 : 資料に基づきまして、私のほうから説明をさせていただきます。
初めに、危機の定義について説明させていただきます。
危機の定義につきましては、当市では大きく、次の2つの事態を危機と捉えてい
るところでございます。
1つ目といたしましては、市民生活、もしくは市民等の生命、身体、財産に直接
重大な被害が生じ、または生じるおそれがある危機の事態、市民の生命、財産が危
険にさらされることでございます。
例といたしましては、自然災害、台風、豪雨、地震等々でございます。
次に、電気、水道などのライフラインの寸断、あとは健康被害、感染症、食中毒
など、その他といたしまして、特殊詐欺、テロ、暴動等々についての対応というも
のでございます。

2つ目といたしましては、市の信用を失うおそれのある事態、市政に対する信頼が揺らぐことでございます。

こちらにつきましては、職員の不祥事、横領、贈収賄、交通違反等々、次に情報漏えい、個人情報やシステムのウイルス被害などがございます。

そのほか、施設整備等の事故、故障などを考えてございます。

このほかに、組織全体で対応を要する事態、行政事務や行政サービスの停滞を招くおそれのある事態なども危機と捉えることができると考えてございます。

次に、危機管理の捉え方でございますが、これにつきましてはさまざまございますが、1つ目といたしまして、危機の発生を予防する、いわゆるリスクマネジメント、次に、危機が発生した場合、被害の拡大を防止し早期復旧を図る、いわゆるクライシスマネジメントの2つがございます。

近年は、クライシスマネジメントの部分を危機管理として捉える考え方が普及しておりますが、本市といたしましては、リスクマネジメントとクライシスマネジメントの両方を、発生前の予防から発生後の拡大防止と早期復旧までを危機管理の対象と広く捉え、危機管理に当たっている状況でございます。

次に、危機の対応についてでございますが、個々の危機対応の基本といたしましては、各担当部、担当課が当たるというものでございます。

例えば、自然災害であれば消防本部、学校で起こり得る、または起こった危機は教育部、各種施設で事故等が発生した場合は、各施設等の管理者が対応するという形となっております。

こうした中で、危機管理監といたしましては、危機管理に関する関係機関、庁内各部等との総合調整に当たり、役割としては次のとおりでございます。

①各部、各課に関わる危機管理に関する業務の統制、調整。

②複数の部・課に関わる危機に関する総合調整。

③所管が明らかでない危機に対する初動の対応。

具体的には、次の業務などに当たっている状況でございます。

①平時からの予防策や有事の際の対応手順、フローなどがございますが、各部、各課における危機管理体制の整備・確立。

②職員の危機管理に関する知識、意識、対応能力の向上。

③危機の対応に当たる各部・各課の支援や、災害時の災害警戒本部長、消防長でございます、対策本部長、市長の補佐ということで、情報収集や対応、検討、広報等に当たってございます。

危機に関する取り組みといたしましては、前述と同じとなる場所もございしますが、平常時の重点取り組みとして、各部、各課における危機管理体制の洗い直し、確立、見直しに取り組んでいる状況でございます。

具体的には、改めて発生し得る危機を想定し、その危機が発生しないように講じている予防策を点検し、発生した場合に被害拡大を防止または最小限にとどめ、事態の早期復旧回復を図るための対応手順を確認するとともに、対策や対応手順が定

まっていない場合は、有事の際に慌てず冷静に対応できるよう、あらかじめ定めておく取り組みを行っているところです。

また、職員の危機管理に関する知識や意識、対応能力の向上を図るための職員研修の企画、実施、各種訓練の支援などを行っている状況です。

現時点で、市の業務において想定している危機は全体で 419 項目ございまして、このうち対応手順が作成してあるものが 229 項目ということでまとめてございます。

これらについては、随時見直しを図りながら、職員間での共有の徹底を図るとともに、組織全体での引き継ぎも的確に実施させるよう、周知、対応しているところでございます。

ちょっと資料にないのですが、令和 3 年度のこれまでの危機に対する対応、取り組みについて、簡単に御説明をさせていただきます。

資料の最初の危機の定義に基づいた形で説明をさせていただきます。

令和 3 年度 4 月から、これまでの分です。

まず、緊急事態の部分、市民の生命、財産に危険がさらされるというような形では自然災害、こちらにつきましては、災害対策本部、警戒本部の設置につきましては、今年度、対策本部は 1 回、警戒本部は 11 回設置してございます。

内容といたしましては、大雨等の気象警報の発令に伴う設置が 9 回、地震、震度 4 以上の発生に伴いまして 2 回設置してございます。

特にも、7 月 27 日の台風 8 号の接近、一関市の上空を通過するという部分に対しましては、高齢者等避難の発令、市内全域での避難所の開設など対応してございます。

次に、ライフラインに関するものでは、先日ございましたが、一関地域での大規模の断水、約 4000 世帯でございました、こちらが 1 件でございます。

また、停電対応についてでございます。

50 戸以上の停電を対応ということで集計してございます。

こちらは 18 件でございます。

東北電力ネットワーク事業者から連絡がございまして、市の広報マスト、いちのせきメール等々で周知しているところでございます。

健康被害につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策ということで、市の本部会議、県の本部委員会議、あとは県の緊急事態宣言の発令等々による対応を検討としております。

また、市職員からの感染者の発生、市立保育園、幼稚園での発生等々につきまして、周知、プレス対応等々してございます。

そのほか、保育園等による食中毒やウイルス等の発生につきましても確認、対応等させていただいております。

あと、緊急事態のその他といたしましては、北朝鮮による弾道ミサイル等の発射、こちらが今年度、9 月に 2 回、10 月に 1 回の計 3 回ほど確認されておまして、これらの情報収集等々に対応させていただいております。

次に、2番の部分でございます。

市の信用を失うような事態といたしましては、今年度職員の不祥事ということで、6月に職員による備品の窃取、売却がございました。

10月、先日でございますが、職員の飲酒、酒気帯び運転というところでございます。

また、市立中学校の副校長による盗撮等々につきましては、情報の収集、並びに緊急記者会見等々の対応をさせていただいております。

その他は、市営バスや公用車等の事故、事務処理に関するミスなどにつきまして、対応している状況でございます。

あと、職員の危機意識の向上や危機管理対応能力の向上ということで、危機管理の職員研修につきましては、今年度は、リスクマネジメントの研修を実施しております。

11月9日、11日の2日間、午前、午後の計4回に分けて、課長級から係長級の職員を対象に98名の受講がありまして、リスクマネジメント、部下の管理等々の講習をさせていただいております。

この研修は、平成24年から毎年実施しているものでございます。

その他といたしましては、地域防災計画や国民保護計画に関する内容といたしまして、災害対策基本法の一部改正が令和3年5月にございまして、これに伴い新たな避難情報の発令等々が変わりましたことに伴いまして、洪水危険河川の監視計画の見直しや、台風、大雨時のタイムラインの修正など、必要な体制の構築や見直しの対応をしている状況でございます。

私からの説明は、以上でございます。

委員長：これより、ただいまの説明に対する質疑を行います。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：危機管理の説明を受けたところですが、1点だけ伺います。

要は、情報システム等の危機管理というか、当市においても、全てICSとの委託契約等々で情報システムを構築しているわけですが、市としての、それらの、そういった委託している業者がそれを主にやらせてもらえばいいという考え方なのか、市のほうで、それらについてもかかわってきちんとした格好でやっているのか、現状とそれから、これからの課題と伺いますか、今、本当に大騒ぎしているのは愛媛県の町立病院のデータが全てハッカーによってやられているというような状況があり、各自自治体でも、そういったことに対して本当に入念に対策を練っていかなければならない状況ではないかと思うのですけれども、その辺の現状と課題がどのようになっているのか伺います。

委員長：小野寺危機管理監。

危機管理監：情報に関するデータ等々の危機管理についての御質問でございました。

まず現状といたしましては、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、ICSのシステムを使いまして、今現在、市のネットワーク等々のシステムの危機管理をしている状況でございます。

こちらにつきましては、総務課情報化推進係のほうで契約等々の事務をしております、随時確認しながら対応しているということで、最新の情報を常に打ち合わせしながらやっている状況でございます。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：市では、情報セキュリティポリシーというものを定めておりまして、今ちょっと手元に資料がありませんけれども、そこで最高の責任者を副市長と定めまして、その次の担当が私、総務部長になるのですけれども、そのような体制をとりまして、またセキュリティポリシーを定めまして、情報漏えい等がないようにしているところでございますし、それから国のほうで定められたセキュリティのレベルがございますので、それに合うように、システムを変更しているところでございます。

それに伴いまして、例えば、業務を遂行する際に、そのセキュリティが非常に厳しくて、素早くできないというところもあるのですけれども、やはりセキュリティのほうを第一でございますので、国の仕様に合わせた以上のもので、本市としては体制を整えているというところでございます。

現時点では、特にセキュリティについての課題というものは、先ほど言いました、国のものと同等以上のものは設定しておりますので、そういった意味ではないところでございます。

例えば、数年前に、中古パソコンのハードディスクからデータが漏えいしたということもございましたけれども、当市にありましては、確認したところ、そのようなことはやはりなかったというところでございます。

一方課題といたしましては、やはりそのセキュリティが非常に厳しくなりますと、業務のほうの効率化の点から見ますと、ちょっと厳しいところもございますけれども、あくまでもセキュリティを第一に考えて業務を行っているところでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：藤沢病院のシステムはICSなのですか。

病院独自でシステムを開発したもので、カルテとか全部、その病院の中のデータでやっているのか。

委員長　：鈴木総務部長。

総務部長：藤沢病院のシステムがどこで開発したかというのは、現時点では、この場では把握しておりません。

委員長　：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：いずれ、新聞等のいろいろなマスコミの情報だと、ああいうところは狙われやすいという、ハッカー等にとっては、また、身代金等の要求も飲まざるを得ない状況になるという全国の自治体が対象になったのも随分あるという。

今、藤沢病院の例を出したけれども、いずれ市としても、これからはITに関する対策、これは本当に本気になって、今、情報化推進係がやっているというけれども、できれば専門的な方に委託するなり、いずれやっていかなければならない時代というか、ICSだけに頼るといふわけにはいかないという気はするのですけれども、その辺の見解はどうですか。

委員長　：鈴木総務部長。

総務部長：病院でありまして、情報漏えいがあつてはならないということは当然でございますので、万全を期したシステムにしていかなければならないと考えます。

委員長　：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：最近、マスコミのニュースで、市役所に盗聴器が仕掛けられていたのが発見されたという事実があったのですが、そのような対策はやっているのですか。

委員長　：菅原市長公室次長。

市長公室次長：盗聴器の対策ですが、今現在何かしらの対策を講じているかということについては、今現在はやっていない状況であります。

ただ、他の団体でそのような事案が発生しておりますので、それらについては、こちらの部署でも検討をしたいと思っております。

委員長　：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：健康被害のところの感染症、今回、新型コロナウイルス感染症で、大分対策もされてきたのですけれども、それを今後、あり得るだろう対策を、国からのガイドラインは来ると思うのですけれども、市が主導で行う対策の検討はされていますか。

すか。

委員長：菅原市長公室次長。

市長公室次長：感染症に係る市独自のガイドラインというのは持ち合わせていません。

ただ、やはり情報収集というのが初動の際に大事になってきますので、その辺はしっかりと把握しながら進めていきたいと思えます。

前提は、国の情報を収集すると。

そして、県の情報を見ながら、いち早く動くというのが基本かなというように思っております。

新型インフルエンザ感染症の対策については、独自に構築しております。

完全に新たなというようになってきますと、やはり、まだ、その体制は持っていませんが。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：今回もインフルエンザを対象に、そこから始まっていたと思うのですが、それに今度、新型コロナウイルス感染症が入ってきたので、新型コロナウイルス感染症も上乘せして対策を練っていただいて、県外移動、市外移動を抑えるなど、その辺はわかりませんが、そこは連携していただきながら、ぜひ、そこは担当部署だけとかそういうことではなくて連携してやってもらえればいいと思うので、国、県と協議して、市独自の色を出してもらえるようにやってもらえれば、市民も安心して暮らしていけるのかなと思えますので、ぜひよろしくをお願いします。

委員長：コンピューターが前提の事務になってきたと、したがって、万が一それが壊れてしまうと大変だということで、バックアップ体制と、それからそのサイバー攻撃対応について、この2点について、どのようになっているかお伺いします。

鈴木総務部長。

総務部長：今、手元に詳しいものはないのですが、バックアップ体制は業者のほうにきちんと取っていただいているところであります。

それから、サイバー攻撃につきましては、先ほどセキュリティーのところでもちよっとお話ししましたけれども、いずれそのようなサイバー攻撃があっても大丈夫なように、システムを構築しているつもりでございます。

委員長：サイバー攻撃もかなりレベルアップしていますが、バックアップの頻度はどうなっていますか。

鈴木総務部長。

総務部長：新たなものが出てきた場合には、国のほうから、例えばウイルスなり、このようなサイバー攻撃が出てきたというようなことの通知が素早く来ますので、委託業者のほうと情報共有をしながら対応しているところでございます。

委員長：そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：以上で、質疑を終わります。

以上で、危機管理の現状についての調査を終了します。

職員の皆さんにはお忙しいところご出席いただきありがとうございました。

職員の入れかえのため、暫時休憩します。

（休憩 11：25～11：29）

委員長：休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、施策のプロセスについてを議題とします。

当局の説明を求めます。

鈴木総務部長。

総務部長：それでは、施策のプロセスについてでございますが、前回、11月18日の所管事務調査の際に、調査内容と説明資料の確認をさせていただいたところ、本日の説明につきましては、市の総合計画で定める指標に対する進捗状況を、毎年、市の総合計画審議会等に報告しておりますので、その資料をもとに説明させていただくということでありましたので、説明につきましては、総合計画の指標の取りまとめを行っております市長公室政策企画課より説明をさせていただきます。

委員長：菅原政策企画課長。

政策企画課長：初めに、資料に入る前になりますが、総合計画の進捗管理の推進体制から、若干説明させていただきます。

資料はございません。

総合計画の推進体制というものでありますが、こちらは庁内で組織しております総合計画推進委員会、あと附属機関であり、外部委員で組織しております総合計画審議会で行っております。

それぞれ役割がございまして、総合計画に関しては、総合計画推進委員会において、計画の策定及び進行管理、総合計画審議会においては、こちらも同様になりま

すが、市の総合的な計画の策定、そして特に外部委員からの視点による審議を行う場としております。

また、審議会からいただいた意見については、庁内各部署にフィードバックし、今後の施策に反映させるなどしております。

なお、同審議会の資料及び会議録は市のホームページで公表を行っております。

進行管理であります。これは、各計画共通であります。計画の将来像の実現を図る施策及び事業の成果について、定期的に把握し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要であるという考えのもと、PDCAサイクルでもって推進をしております。

計画の策定のプラン、そして市の事業、取り組みなどの実施及び運用ということで、取り組みの実施状況などの点検及び評価ということでチェック、そして事業内容の見直しということでアクション、という一連の手続をとっております。

本日の資料でございますが、こちらは、過日 11 月 9 日に開催しました総合計画審議会の資料でございます。

なお、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、同様に主な指標を用いて進捗状況を管理しておりますが、こちらは重複する内容も多いものでございますので、本日は総合計画審議会の資料をお示ししております。

総合計画の主な指標の進捗管理でありますけれども、総合計画の前期計画では、主な指標を 133 項目としております。

こちらから資料に入っております。

1 ページ目の概要の円グラフになりますが、133 の指標を持っているというものであります。

この取り組みについては、施策の進捗度合いがどのところまで来ているかという点で取り組んでおります。

あと、現状値、前期計画であれば、平成 26 年度の時点から、目標年次、令和 2 年度に対しての 5 年間の達成目標ということで、こちらは計上しているものであります。

計画については、下の箱になりますが、分野別主な指標の目標達成状況ということで 1 項目から 5 項目ございますが、1 つに、地域資源をみがき生かせる魅力あるまちということで、この分野ごとにつながるような指標を計上して取り組んでいるということであります。

例えば、1 の地域資源をみがき生かせる魅力あるまちであります。これは 35 指標を掲げております。

2 ページ目の折れ線グラフの下、表になりますが、ナンバー 1 からナンバー 35 というところが、地域資源をみがき生かせる魅力あるまちの目標に掲げている 35 指標、そして、それ以降ナンバー 36 からナンバー 53 が 2 のみんなが交流して地域が賑わう活力あるまちというくくりで、以下同じように計上しております。

また 1 ページ目に戻っていただきますが、この指標を達成させるための主な関連

事業というものが、2ページ目、3ページ目にそれぞれ、例えば、農林水産業の新規就農者数であれば⑬関連事業のうち主なものというところに新規学卒者等就農促進支援事業、こういった事業が関連してぶら下がっているというところを記載しております。

ですので、一概に、この達成度が低かったからこの事業が悪かったというのではなくて、この事業の関連している、直接的にこれだというものもありますし、間接的なものもあるということ留意して見ていただくというのが、1つのポイントになろうかと思えます。

本日のこの結果概要について全て御説明をすればよろしいのですが、時間の都合上、かいつまんで説明させていただきます。

まず1ページ目は全体の状況であります。

133指標のうち、進捗率が100%以上のものが、38指標ありましたということで28.6%、80%以上のものが21.1%、50%以上が27.1%、そして50%未満が16.5%という状況でA B C Dと分けております。

なお米印になりますが、その他ということで9指標あります。

これは令和3年10月時点で、統計データの公表前ということで集計中というものがございましたので、こちらの9指標は、ここまでは出せなかったというものが、9指標あったというものであります。

1ページ目の右の欄になりますが、こちらは目標数値に対して進捗率が高い指標として計上したものであります。

進捗率120%以上のものはこちらの表にあるものでありますし、逆に、進捗率が低い指標、進捗率30%未満というものをこちらで出したものであります。

2ページ目になります。

折れ線グラフのところになりますが、こちらは平成28年度から令和2年度の5カ年における達成度の推移を記したものであります。

Aランクのものが青の数字、Bランクが赤、こういった経過を踏んできているというものであります。

下の表になっている、先ほど若干説明した点につきましては、各年度の達成度合いを各年度で記したものであります。

3ページ目以降は133項目の個票になってございます。

新規就農者数からスタートして、ナンバー133が広域連携事業となっております。

ここで、年度末の状況、数値をお知らせしながら達成度を出すと、そして、関連事業がありまして、令和2年度末数値の状況に対する評価、これは⑭になりますし、前期基本計画平成28年度から令和2年度末までの5年間の取り組みに対する総評というところで、この⑭、⑮については自己評価ということで、こちらからお出ししたものであります。

これらの点を、総合計画審議会の委員さん方に御意見をいただいている状況であります。

これを各年度の計画の進捗度合いをはかるということで、毎年、報告、そして意見をいただいているという流れであります。

説明については、以上となります。

委員長：ただいまの説明に対する質疑を行います。

武田委員。

武田委員：いずれ、こういうようなところのデータを示すまでの間で、例えば、これを審議会に諮ったという話ですが、その前に担当部署でもそれぞれ評価というか、成果というか、総括というか、そういったことをやったものが出てきているというように理解していいですか。

委員長：菅原政策企画課長。

政策企画課長：毎年、主な指標の取り組みの状況を政策企画課、当課で取りまとめを行います。

その際に、担当部署で自己評価しています。

それが⑭、⑮の欄になりますし、それを今度は一覧にして、庁内の各部署で組織しております総合計画推進委員会でもって、自分たちの視点だけではなく、他の部署からの視点でもっての意見をいただいて取りまとめを行っております。

その後、審議会にこの資料をお出しして、審議会委員の皆さんからまた意見をいただくという流れになっております。

委員長：武田委員。

武田委員：私が、今回このことをお聞きしたいというのは、しつこく本会議場でも話をしている中身の中で、こういった事業の生まれる原点というか、何ゆえにこういったものをしなければならなくなったかというようなものというのが、担当者が変わろうがどうしても、何ゆえにこれをやらなければならないとしてスタートしたか、そしてその後、よかったとか修正したとか、そういう何て言うか、1つの事業のトレーサビリティみたいなものがあってやっていかないと、何のためにやってきたのだったのかというような、極端な話、そうならないようにというようなものが1つあるということと、それから部長がよくおっしゃるのは、やはり今、職員の業務量がかかなり多いと私は思っているところがございます、かといって、やはり国レベルでは職員削減という板挟みの中で、かなり御苦労が多いというように思っているのです。

そうした時に、スクラップ・アンド・ビルドというのは箱物ばかりではなくて、こういったソフト事業にあってもそういったことをしていかなければならないの

だけれども、なかなか進めることが難しいというお話でした。

進めることの難しさというのは、スクラップにするときには市民からの理解が得られにくいということも1つあるのではないかと。

そうしたときに、私はそのあらゆるその事業について、ここに出てこない、これはどちらかという、新しい事業というように見受けるところがありますが、そうでない、既存のかなり昔からの事業で、やはり断ち切れないものがある。

それに上乘せして、今のニーズにどんどんと事業をふやしていくので、私どもから、職員数もさることながら、残業が多い。

それで残業削減という話は、私は、本末転倒であって、やはり根っこの底の部分に手をかけなければ、皆さんの御苦労だけがああやって残業とか何とかということやゆされる可能性は出てきているという悪循環だと。

なので、その全てのものについて、市民の理解が得られるような赤裸々にお示しをいただいて、これはかなり昔の事業だからもういいのではないかというような、庁内で話し合ったこととかいろいろと、市民にも知ってもらおうと、そういう情報の公開の仕方をしていかなければなかなかスクラップ・アンド・ビルドが進まない。

ゆえに、今コンパクトシティにはなかなかならないと、そういう思いからずっと申し上げてきた経過なのですが、ひとつお尋ねしたいのは、ここに出てくる133指標、そもそも義務的なもの以外に、国から押しつけの事業もあるとは思いますが、政策的にどれぐらいの事業数があるのですか。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：予算書に計上しております事業費で、今お話しいただいた政策的経費と経常的な一般的経費という区分は今手元に資料がないのですが、全体では、人件費を除きますと1000事業を超えている状況にあります。

1000事業ちょっととなります。

委員長：武田委員。

武田委員：1000の事業は、ふえているのか減っているのか。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：具体的な数字はちょっと持ち合わせておりませんが、事業数とすればふえているのではないかとこのように捉えております。

委員長：武田委員。

武田委員：重立ってそういった 1000 の事業をキープしているというか、それ以上ふやしたら大変だということも、私の中では漠然とした思いだけで根拠のない話ですが、そうしたときに、いずれやはりスクラップしなければならないものが出てくる。

近年そういうスクラップにした事業というようなものが脳裏にあるのか、かなり大胆にスクラップしたものがあれば御紹介してください。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：ちょっと具体的な事業名はすぐに出てきませんが、行財政改革の取り組みの中でも補助金の見直しということで、第三次の集中改革プランの取り組みの中で、補助金の廃止を実施してきたところでございます。

申しわけございません、その期間中の廃止した事業数は把握してございませんが、そのような取り組みを行ってきたところであります。

委員長：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：この事業と公共施設の総合管理計画は相当結びついてくるのがあるのではないかと思うのです。

事業の見直し、廃止するのもいいのだけれども、特に私は、体育協会の予算の中で、事業はやるけれども予算をしぼめられる。

そうすると、なかなか動かなくなってくる。

そういう、何て言うか、しぼめかたというのがとても困るのです。

10 万円でやっていたことを 5 万円でやれと言われると、できなくなっていく。

そういうのが今、一つの流れになってきているので、その辺も、そのトータルの中で考えていくのか、事業をどこかやめて、元の金額に戻して残すものは残していかないと、一律 30% 減というようにやられると、その事業としてどうにも回らなくなっていくと思います。

ぜひこの事業の中の、やめるのとか、そういうのも含めながら、残していく事業というのはきちんと残してもらいたい。

事務費の 10% 減というのと、事業というのは違うから、その辺の考え方はどのようにになっているのか伺います。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：補助金の関係ですけれども、合併直後は一律何%削減というような取り組みもしたところですが、ここ数年は一律の削減というような予算の編成は行っていないところであります。

実際、事業の中身の見直しに伴って補助金の額を変更しているということはある

かと思えますけれども、その辺はそれぞれの補助金の所管課において、来年度どのようなことをやっていくかということに基づきに積算をいただいているという状況と伺っております。

委員長：今回、施策のプロセスということで、大分資料をちょうだいしていますので、非常に貴重な資料だと思います。

ただ、この場でこれを全部、中身を確認するのはなかなか難しいですから、ひとつ委員におかれましては、この中身を各自ごらんいただきまして、改めて、どうしてもこの内容を聞きたいという場合は、またそういう機会を持ちたいと思いますので、きょうは概要の説明を受けましたので、これ以上質疑がなければ、本日はこの辺で、この調査を終了したいと思いますがいかがなものでしょうか。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：いろいろな施策を考えていく際に、担当部署から市長のほうに上げていくというプロセスか、むしろ、トップダウンでくる施策が多いのか、その辺は現状として、担当部署からこのような事業が必要だということで上に回っていく、例えば、庁議でやっていくとか、そういうものはあるのですか。

その辺の実態はどうなっていますか。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：結果だけ申しますと、どちらもあるというものであります。

市長がみずからやりたいものについてトップダウンで指示をするということで、所管課で組み立てるといふ部分もございますし、所管課のほうで事業の必要性を認めて、新たな事業、あるいは事業を拡充して要求して出してくるというものもありますし、どちらもあります。

ボトムアップのほうが数からいくと多いのではないかと思います。

また、国や県のさまざまな事業の制度が変わったからということもございます。

そのようなものにつきましては、市長からというよりは担当課のほうからというものが多いたるところであります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：先ほど、千葉幸男委員から話があったように、要は事業はやるけれども、全体として予算については何%減にやってくれというような話からすると、新たな事業を組もうとしても、ちょっとほかにやっていたことをよけなければ、その全体の予算が減になっていかないとなると、なかなかその新しい事業、これはやらなければならないという事業にもなかなか手がつけられないと思うのだけれども、そう

いったものをやはり区別して、これの予算は、今までの削減予算以外のものでも組みますというやり方も十分あるのでしょうか。

その辺の組み方も必要だと思うのだけれども、いかがですか。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：基本的には、予算編成方針では新たな事業あるいは事業を拡充する場合は、スクラップ・アンド・ビルドで、同等のものをスクラップして要求してくださいというような方針にしております、財源が決まっておりますので。

やはり、実際に予算編成を進める中では、実際にはそのようにいかないものが多々あるということで、そうしますと、結果的には財政調整基金を取り崩すというようなことになってくるところでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今、コロナ禍であって、いろいろな施策をいろいろな国の補助等を盛りながらやっていて、市の予算の中で、これはやはり新たにぜひやらなければならない事業だとなれば、先ほど財政調整基金を取り崩すという話だけれども、そういった考え方でやっていかないと、今までのものをスクラップして新たなものというよりも、今までのものをかなり圧縮して事業を組んでいると思うのです。

少なく、少なくということで、何とかそうやっている中で、必要だから残しているもので、そこに新たなものが出てくるとすると、こちらをなくしてということではなく、新たなものについては、ぜひそういった考え方を、予算措置するような考え方をぜひ市民に示してほしいと思うのですけれども、いかがですか。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：財源が限りなくあればそれもよろしいとは思いますが、財源は限りがございますので、スクラップ・アンド・ビルドが基本だと思います。

委員長：武田委員。

武田委員：実は私、ABCとか達成度を出されても、何が達成して、満足度がどうのとか、何のことかわからないところがあるのです。

何が達成して、満足度がどうのとか。

何度かお話を申し上げたことがあります、ある自治体では、係長なり担当部署の方々がその評価をします。

この事業はどうだったろうかと。

この部分は、こうだったああだった、だからこれは残すべきだ、いやこれはもうこういうやり方ではまずいから変更しなければならないとか、そういうものがきちんと赤裸々に表面に出てきて、私たちがそれを見て、なるほどなとか、いやいやその感覚はずれているのではないかとか、全くそのとおりだとかというようなものがあるのですが、結果的にこういう集約されたものがあって、Aが幾ら、Bが幾らと言われても、その中身がどういう議論の中でそうなったかとかその数値の達成度というものばかりが出てくるものではないと思うのです。

算数だけでわかればいいような数字で、ここに達成度と入れたものではないと思うので、その辺の情報公開がされないと、これ以上この話に突っ込んでいっても、そうなのでしたかああそうなのですかというところで終わって、そういうものをオープンにしていくような行政を目指していただきたいと思って、今回この資料をいただいたというのが取っかかりです。

今後、そういう方向性を出していただけるかどうかということをお聞きしたいのと、当委員会ではそういうことをある程度、目標にして、委員会活動をする必要があるだろうという委員長へのお願いです。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：お話をいただきました。

今回お示ししているものは総合計画で設けております指標の進捗状況ということでまとめた資料でございます。

他市においては武田委員がおっしゃるとおり、この事務事業についてABCという評価をしているところもあると思いますが、基本的にはどの市においても、総合計画の実現に向けて、どの程度進捗しているかと、そのような指標を示す資料というような位置づけになってございます。

事務事業で評価する自治体については、事務事業ですが、当市においては、事務事業ではなくて、総合計画の中で達成するための指標ということで、この数値をここまで持っていきましょうという計画を掲げております。

その指標について、どの程度進捗しているのかということをもとめるというスタンスで行っておりますし、その指標を上げるためにはどうか、それに関連する事業はこういう事業がありますという位置づけで、進捗状況が悪いというのであれば、その事業の運用状況が悪いのか、その仕組みが悪いのか、そういうところを見直して予算に反映させていくという形でのPDCAを今とっているところでございますので、目的とすれば、他市が作成している資料と根本的には同じところを目指している資料なのではないかというように捉えております。

委員長：この内容については、内容がかなり検討に値する面も含まれておりますが、きょうの段階では資料に基づいた説明を受けて、また後日、改めて確認したい内容があ

れば、また次に議題にしたいと思いますので、本日はこの施策のプロセスについての調査を終了したいと思いますがいいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、質疑を終わります。

以上で、施策のプロセスについての調査を終わります。

それでは、今までの3つの案件は、委員から出された案件を調査しました。

次の、公の施設の使用料の見直しについては、当局から、この機会にひとつ説明やら、皆さんの御意見を聞きたいという、追加されたテーマです。

次に、公の施設の使用料見直しについてを議題とします。

当局の説明を求めますが、資料が結構膨大にありますので、きょうは基本的な考え方、その説明をいただくぐらいにして、後は各自で目を通して、改めてまた次の機会に詳細を協議することにしたいと思います。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

鈴木総務部長。

総務部長：説明の時間をいただきましてありがとうございます。

公の施設の使用料につきましては、平成17年の市町村合併後の平成19年にスポーツ施設の使用料、そして平成21年にはスポーツ施設以外の使用料を改定しまして、また激変緩和措置を続けてきたところではありますが、課題もあったことなどから見直すこととしておりまして、見直しの時期も含めて検討してきておりました。

昨年3月には、以前の任期ではございましたが、総務常任委員会でその概要を説明したところでもあります。

その後、精査を続けまして、このたび、令和4年、来年2月の通常会議に条例改正案を提案して、可決されれば、令和5年4月から改定したいということとしましたので、本日その概要を説明させていただきたいというところでございます。

それでは財政課長から説明をいたします。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：資料に入る前でございますけれども、今回の見直しにつきましては、主に2点ございます。

1点目は、使用料50%減免団体に対する激変緩和措置を廃止するという内容でございます。

これは減免規則によるものですが、減免規則につきましては、この経過措置の廃止以外については、おおむね現行のとおりとする考えでございます。

2点目は全ての施設を類似施設、類似した利用形態に区分し、貸室類型に区分し

て算定をし直したということでございます。

詳細はお手元の資料1で説明をさせていただきます。

1の公の施設の使用料の見直しの経過についてですが、先ほど部長からも説明をいたしました、平成17年9月の市町村合併以降、旧市町村間の料金統一を目的に、平成19年度にスポーツ施設を、平成21年度にはスポーツ施設以外の施設について改定を行ってきたところでございます。

これ以降については消費税率の改正などもありましたが、それに合わせて見直しの検討も行ってきたところでございますが、その時々々の経済状況や施設利用者の負担軽減などを考慮し改定は見送ってきたところでございます。

見直しの内容でございますが、2の見直し案①になります。

こちらは先ほどお話しをいたしました激変緩和措置を終了するというものでございます。

図で説明をさせていただきますが、中里市民センターのホールの例で申し上げますが、50%減免後の使用料金が400円を超えるものについては、現在激変緩和措置により200円としているものでございます。

これが、緩和措置の終了に伴い、本来の使用料である400円になるというものであります。

また200円以下であった創作室や交流室の使用料については、それぞれ100円や200円のまま実質的には変わらないというところであります。

ただし、この緩和措置につきましては、冷暖房費を含めて200円を上限としておりましたが、通常の使用料につきましては、冷暖房費は別に定めるということになってございましたので、改定後からは別途加算になるというものでございます。

次に、その下の類似施設、類似利用の例（現在）のグラフになりますが、類似した利用形態の千厩農村勤労福祉センターの体育室と、狐禅寺市民センターのアリーナ、こちらはスポーツ施設に準じた使用料の設定としております。

これで比較した場合、現行の使用料の状況で緩和措置を廃止しますと、千厩農村勤労福祉センターの体育室が400円、狐禅寺市民センターのアリーナが100円となり、300円の差が生じることとなります。

現在はそれぞれ200円と100円であり、その差は、現在は100円でございます。

したがって公平感のある料金の設定、つまり類似施設における料金格差の是正も緩和措置の廃止とあわせて見直しが必要だと考えたところでございます。

続きまして、3の見直し案②、面積区分の変更のところになりますが、これは先ほど御説明した緩和措置の廃止に伴う急激な負担増や貸室区分間での料金格差を縮小する方策として、集会施設などの使用料の面積区分の見直しを考えたものでございます。

現行は50平米で200円ということですが、改正案は20平米で100円に見直したいという案でございます。

次に、4の見直し案の具体例で御説明をさせていただきます。

先ほどまで御説明いたしました、見直し案の①と②を踏まえ、類似する施設の使用料金を同じ区分の設定で考えたものでございます。

下の図で説明をさせていただきますが、利用類型が体育館の例ですが、面積のほぼ同じ千厩勤労福祉センターのアリーナでは現行 800 円、狐禅寺市民センターのアリーナは現行 200 円となっているものを、今回の見直しで統一の 600 円としたいという案でございます。

またその下の利用類型が会議室の例でありますけれども、面積のほぼ同じ狐禅寺市民センターの会議室では現行 400 円、一関総合体育館の会議室では現行 200 円となっているものを、今回の見直しで統一の 300 円にしたいという案でございます。

現在体育館の場合、スポーツ施設と集会施設等で算定方法が異なっておりますことから、今回の見直しでは、面積区分で算定する方法に統一する考えでございます。体育施設の場合、多くの施設では使用料がふえるという見込みでございます。

また、会議室の場合では、現行のスポーツ施設の会議室の使用料は一律 200 円となっているものを、集会施設に合わせて、面積区分で算定方法を統一いたしますので、こちらでも増額となる施設が多くございます。

次に、5のその他になります。

この使用料の見直しに当たりましては、それぞれの施設の平成 27 年度から平成 29 年度の 3 カ年間の施設の維持管理費の平均に、消費税率の改正分を加味した改正と考えてございます。

ただ、近隣自治体の使用料も参考にしながら、その額は超えない範囲での設定という考えで見直しを進めたところでございます。

2 ページ目になりますが、6 のスポーツ施設、集会施設等の概要についてですが、これは、ただいま説明をさせていただきました見直し案の内容により、スポーツ施設及び集会施設の算定内容を集計した資料となります。

今回見直すこととしている施設は 184 施設でございまして、対象の利用区分は 718 件と見込んでいるところでございます。

真ん中のグラフでございますが、現行の使用料と見直し後の使用料との差をグラフにしたものでございますが、今回の見直しの結果、料金の改定がないものが 384 件、100 円以上の減額となるものが 22 件、100 円以下の減額となるものが 58 件、100 円以下の増額となるものが 141 件、100 円以上の増額となるものが 94 件、その他が 19 件と見込んでいるところでございます。

その他につきましては、団体利用や使用料の単位が異なるもの、同規模の施設がなく個別の判断を要するもの、廃止を検討している施設などをその他の区分にしているところでございます。

それぞれ吹き出しの部分には区分ごとの件数と金額の見込みでございますが、記載をさせていただいております。

また、右側の点線で囲った大きな四角い部分がございましてけれども、こちらは 1 利用区分当たり年間 100 回、1 利用区分当たり 50% 減免利用で 15 回と、ともに 2

時間利用した場合という仮定をして試算をしたものでございますが、見直し前より見直し後のほうが、1利用区分当たりで26.07円の増、見直し前の使用料の額で比較をいたしますと391万7838円の増加と見込んでいるところでございます。

次に、7の見直しの対象予定でございますが、今回の見直し案では、1つ目として統一して見直しを行う施設に関する条例が62条例ございます。

また、この62条例に関する施設とは別に、(2)といたしまして個別に見直しを進めるためとして、施設の維持管理経費以外を算定に反映している施設の使用料や月や年単位としている使用料、手数料などと設定をしている施設がございますので、これらの施設につきましては、今回の見直しとは別に使用料のあり方について検討するというようにしてございます。

8の今後のスケジュールでございます。

現在、各課から出された見直し案を、財政課で取りまとめたところでございますが、本日の常任委員会で説明をさせていただいた後、来週に市民の皆様から御意見を頂戴するパブリックコメントを実施したいと考えてございます。

それらを踏まえまして、今後、予定どおり改正案がまとまった場合、来年令和4年の2月通常会議に条例改正の議案を提案させていただきたいと考えてございます。

また、この日程どおりで進めた場合の施行日ではありますが、一定期間利用者への周知が必要なことや、予約システムなどのシステム改修が必要になるという御意見を施設側からも頂戴してございますので、施行については1年後の令和5年4月というように現在考えているところでございます。

概要はこちらの資料になります。

本日はそのほかにパブリックコメントを実施する、市民の皆様にごらんいただく資料をつけさせていただいてございます。

資料2から資料5までになりますけれども、こちらを各支所、市民センター、図書館などに配架をいたしまして、市民の皆様にごらんいただいた上で御意見を頂戴したいと考えてございます。

こちらの説明もと思っておりますが、時間の関係上、お目通しいただければということで、説明については以上とさせていただきますと思います。

よろしく願いいたします。

委員長 : それでは、説明がありましたけれども、結構な施設数がありますし、中身の精査が必要だと思いますので、ひとつこれまた、中身をごらんいただきまして、改めてまた詳細について皆さんとお話し合いをしたいと思いますがいいでしょうか。

佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員 : 前回、総務常任委員会に説明したということですが、私はそのメンバーではなかったので、確認したいのですけれども、今回の改定は、スポーツ施設は入れ

ないのか、それが1点。

それから、使用料については指定管理団体の収入として入るものですね。

この2点、確認します。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：対象施設につきましては、スポーツ施設も含めるということで見直しをかけてございます。

具体的には、資料の5ということでおつけしておりますが、どこの施設のどこの部屋が幾らになるというような詳細の資料をつけさせていただいてございます。

こちらが、今回の見直しの対象施設及びその部屋という内容になってございます。

指定管理の部分につきましては、使用料については、指定管理者の収入ということになります。

利用料として、指定管理者の収入となります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：スポーツ施設というのは、例えば、一関運動公園とかそういったところも入っているということですか。

今の説明の中では、アリーナとか会議室とかということでの説明があったけれども、そういった大きい、例えばテニスコート、サッカー場、そういったものも入っているということですか。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：そういう施設も含めているということでございます。

体育館なり、例えばテニスコートとか、そういう施設も含めて見直しをするという内容になってございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：そういうことになると、市で管理している、屋外だろうが屋内だろうが、そういった使用料については全部見直しをするという中身なのですね。

そういうことで捉えていいのですね。

それらについてのパブリックコメントをこれからやるということは、各スポーツ団体とか自治会とかにそういったパブリックコメントを求めて、御理解をいただくようにしていくというおつもりだということですか。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：そうです。

本日、資料の説明は省略させていただいたのですが、この内容でパブリックコメントを実施したいという中身でございます。

委員長：武田委員。

武田委員：資料を全部見たわけではないのですが、今ぱっと見たところ、市民センターのかかわりが多いのかなと見たのですが、いずれパブリックコメントのやり方は、やはりこの対象となる自治会なり協議会なり、対象者には、特段、やはりそういったところに意を配しながらパブリックコメントのやり方を工夫していただければと思います。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：先ほど市の施設、個別に行うということで、今回対象になっていない施設もございますので、全てではないということで御理解をいただきたいと思ひますし、今回の見直しに当たっては、例えば、指定管理施設であれば指定管理者との話し合いも踏まえた中で素案というものをつくってまいりました。

その最終的な利用者の声を伺うという位置づけにしてございましたので、関係機関とのすり合わせを行った上での内容というように御評価いただければと思ひます。

委員長：そのほかありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：質疑を終わります。

いずれ 62 の条例の改正があるということで、2月通常会議に出したいというような非常にタイトな日程ですので、所管する総務常任委員会がこれはある程度目通しして協議したいと思ひますし、議会全体にかかわる案件になりますし、改めてまた委員会を開きながら、今度は資料をごらんになってきた前提で、委員会で意見交換をしたいと思ひます。

千葉幸男委員。

千葉(幸)委員：次の委員会はパブリックコメントが終わった後で、内容が固まる前に委員会を開いて意見交換をしたらいいのではないですか。

その間に、各会派の議員の意見も総務常任委員会の委員が聞いてきて、そこで質疑、意見交換をして、会派に報告する、そのように進めてはいかがですか。

委員長：武田委員。

武田委員：もうせっぱ詰って、製本になる寸前に議会にお目通しくださいと言われても、今さら何を言ってもというようになるのだから、パブリックコメントが上がった段階で、まだ作業の途中であれば、議会の意向もパブリックコメントと同等の扱いとして加味していただくと議会はすんなりといくと思います。

委員長：それでは、次の委員会は、パブリックコメントがまとまってから開催し、各委員は、会派で協議した内容を委員会で報告をしながら進めていきたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決定しました。
以上で、公の施設の使用料の見直しについての協議を終わります。
総務部長をはじめ、当局の皆さんにはお忙しいところ御出席いただきありがとうございました。
暫時休憩します。

(休憩 12：37～12：37)

委員長：本日予定した案件は以上ですが、ほかに委員の皆さんから何かございますか。
武田委員。

武田委員：先ほどの市民所得の部分であります。課税対象でない方の部分の資料は、10万円、20万円あたりの経費が必要となるけれども、委託している業者に依頼すれば出てくるというような話があったように思います。
であれば常任委員会の調査費を使って、私はそれらをデータとして出していただく必要があるのではないかと思うので、正副委員長にお願いしておきます。

委員長：総務部のほうでは出せるか出せないかわからないということでしたので、この取り扱いについては正副委員長に一任願います。
ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 次回の委員会は12月14日午後1時から所管事務調査を行います。

次回の委員会の審査に当たりましては、当局からまちづくり推進部長、消防長の出席を求めることとして、地域づくりの現状について、指定管理による市民センターの現状と課題について、ふるさと納税について、防災、避難所に関する取り組みと課題について、以上の4件を調査したいと思いますので、このとおりに進めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、まちづくり推進部長、消防長の出席を求めることといたします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

(閉会 午前0時40分)